

不登校の現状と支援の在り方について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある中学校では、令和4年1月に入り、不登校の状態にある生徒への支援の在り方を検討している中で、中学2年生女子生徒の学校復帰に向けた対応の在り方について話し合っていた。

当該生徒は、1年生の10月に実施された体育祭後から欠席が続くようになり、当初は学級担任が家庭訪問を行っていたが、「学校や先生が嫌い」と訴えたため、その後は主としてスクールカウンセラーの協力を得ながら対応し、アセスメントシートを作成し、不登校生徒支援会議を経て、翌年1月からは市の適応指導教室での支援が中心となって対応していた。そこでは、学習支援とともに、得意とする美術科の作品づくりを行い、2年生からはペーパークラフトの作成に取り組み、文化祭ではその作品を発表することができた。

令和3年12月に、適応指導教室の指導員から、本人が少しずつ登校したいとの意思表示があり、復帰に向けた支援について、再度記録等を分析しながら検討を進めることになった。

【関係法令】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第3条

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状

況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

- 五 (省略)

ワンポイントレッスン

不登校児童生徒数は、全国において依然として高い水準で推移しており、多様な要因や背景から様々な悩みを抱えて登校できない児童生徒への支援は、学校現場において早急な対応が求められている課題である。

そこで、不登校の状況を踏まえ、その支援の在り方について確認してみたい。

1 不登校とは

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」と定義されている。

2 長期欠席児童生徒と不登校児童生徒の状況について

令和元年度の文部科学省の上記調査によると、全国の小中学校において、連続又は断続して30日以上長期欠席した児童生徒数は252,825人、うち不登校を理由に欠席した児童生徒数は181,272人で、在籍者に占める割合は1.9%となっている。

過去5年間の傾向として、不登校児童生徒数とその割合は増加しており、学年別不登校児童生徒数では、小学校から中学3年生まで少しずつ上昇するが、中学1年生ではその割合は大幅に増加している傾向が続いている。

また、高校生の長期欠席した生徒数は76,775人、うち不登校を理由に欠席した生徒数は50,100人で、在籍者に占める割合は1.6%となっている。

小中学校における不登校の要因については、本人に係る状況では、「無気力、不安」が39.9%で、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が9.1%となっており、家庭に係る状況では、「親子の関わり方」が10.2%、「家庭内の不和」が1.8%、「家庭の生活環境の急激な変化」が3.1%となっている。

学校に係る状況では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が15.1%と一番多く、「学業の不振」が7.2%、「入学、転編入学、進級時の不適応」が3.4%となっている。

3 本ケースから考えること

当該学校では、不登校の生徒の対応について、定期的な支援会議を開催するとともに、アセスメントシートを作成し、生徒のおかれている環境や指導の記録等から情報を共有し、対応の方向性や方針を明確にして進めていることはとても良い。また、スクールカウンセラーや適応指導教室と連携して対応するなど、「チーム学校」として組織的な対応が行われていることが分かる。また、適応指導教室の指導員と情報を共有し、本人の意向を確認しつつ、学校との関係を繋ぎながら対応してい

ることから、復帰に向けた適切な支援ができれば改善が大いに期待される。

4 不登校児童生徒への支援について

はじめに、児童生徒にとって、学校生活での人間関係は大きな比重があり、人間関係を構築することが難しいときがあったり、不得意なことがきっかけで、生きづらさを感じたりすることは誰にでもある点を押さえ、不登校は問題行動ではなく、どの児童生徒にも起こり得ることを認識することが大事である。

それを踏まえた上で、その支援のポイントとして、いくつか示してみたい。

第1に、日頃から児童生徒理解に努め、より良い人間関係を築いておくこと。第2に、カウンセリングマインドの態度をもって接すること。第3に、不登校傾向の児童生徒支援に向けたアセスメントと支援計画を策定すること。第4に、教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携した組織的対応（チーム学校）が必要であること。第5に、家庭との密接な連携と必要に応じた適切な働きかけを行うこと。第6に、補充指導やICTを活用した学習活動など学習支援を講じること。第7に、公的機関や民間施設を活用した支援も考慮すること。第8に、多様な進学先や就労先の情報提供など進路について主体的に選択できるよう支援すること。

その中で、家庭との効果的な連携は重要であり、千葉県子どもと親のサポートセンターや「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」の積極的な活用が望まれる。

5 おわりに

学校は、全ての児童生徒が安心して楽しく生活する場であり、「心の居場所」があり、充実感や達成感を味わうことができるよう、これまで以上に、不登校児童生徒だけでなく、全ての児童生徒に適切な支援・助言を行うことを期待したい。